

平成 21 年 6 月 12 日現在

研究種目：基盤研究 (B)
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18330003
 研究課題名 (和文) 日本社会におけるリーガル・コミュニケーションの望ましいあり方を
 求めて
 研究課題名 (英文) Seeking Desirable Way of Legal Communication in Japanese Society

研究代表者
 大江泰一郎 (OHE TAIICHIRO)
 静岡大学・法務研究科・教授
 研究者番号：00097221

研究成果の概要：

形態素分析をベースとした会話分析という方法は、カウンセリングや法律相談というある程度定型的な会話体においても有用である。「だめ」「できない」「わからない」といった否定的表現に着目すると、カウンセラーは相談者より少なく、弁護士は相談者より多い。受任した後はクライアントとの「信頼関係」をどう維持・強化するかも円滑なコミュニケーションのために重要であることが弁護士の報告から明らかになった。弁護士が受任する事件にははっきりとした傾向がみとれる。もめごととは広範に存在している。それが必ずしも法的紛争の「種」であるとはいきれないものの少なくないもめごとが「放置」されていることが明らかになった。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	4,000,000	1,200,000	4,000,000
2007 年度	5,700,000	1,710,000	7,410,000
2008 年度	3,800,000	1,140,000	4,940,000
年度			
年度			
総計	13,500,000	4,050,000	16,350,000

研究分野：比較法・法社会学

科研費の分科・細目：(分科) 法学 (細目) 基礎法学

キーワード：基礎法学、法文化、リーガルカウンセリング、コミュニケーション、法情報

1. 研究開始当初の背景

日本の法科大学院の開設に伴い、法律相談の技法やリーガル・ネゴシエーション、心理カウンセリングを応用したリーガル・カウンセリング技法の研究は盛んになっている。(たとえば、菅原郁夫・岡田悦典編『法律相談のための面接技法』商事法務、全 357 頁、2004 年。太田勝造・草野芳郎編著『ロースクール交渉学』白桃書房、全 276 頁、2005 年。) また裁判員制度の導入を念頭においた市民への法教育の注目も高まっている。

伝統的に基礎法学の領域においては、日本の法文化や法意識についての研究がさかんに行われてきた。日本社会特殊論とあいまって、日本の法文化の非法的・反法的側面は過度に強調されてきたことへの反証も進んでいる(たとえば、加藤雅信・藤本亮編著『日本人の契約観』三省堂、全 191 頁、2005 年)。しかしながら、法曹養成教育や市民への法教育において、こうした基礎研究が、効率的で正確な法的情報の伝達という点で十分には生かされていない。たとえば日本人の「裁判

嫌い」は見方によっては神話でしかないが、安易にそれを前提にして法律専門家が情報伝達を行うため、必要とされている情報が必ずしも行き渡っていない。そのため、裁判利用に限らず、法律相談にすら足を遠のかせているという傾向がみられる。専門家と非専門家のコミュニケーションで伝達される法的情報の内容上あるいは伝達の様態上のミスマッチがこうした傾向を強めている。

2. 研究の目的

日本社会におけるリーガル・コミュニケーションの様態について、多面的に明らかにすること、そして、その特性を踏まえてより効率的かつ正確な法的情報伝達の方向性を示すことが目的である。

本研究は、法曹養成教育という文脈で技法教育の対象として展開するこれらの諸要素をより包括的にリーガル・コミュニケーションとしてとらえなおし、そのコミュニケーションが行われる社会的文化的背景との関係で、基礎法学の観点から探求するものである。

A. リーガル・コミュニケーションの諸特性について下記のような側面からそれらを明らかにする。

(1) 法律専門家と非専門家という非対称的關係におけるコミュニケーションの特徴（対等性が確保されたコミュニケーションとは異なる特性を、社会学的ならびに心理学的見地から明らかにする）

(2) 法的情報は、非専門家にとって関心がありつつも曖昧かつ不正確でイメージのみが先行しているものであることによるリーガル・コミュニケーションの特徴（非専門家からみてまったく不知の領域ではなく、メディア等からのイメージが伝達されている領域であることによる特性を明らかにする）

(3) 法のイメージや位置づけが各国社会によって異なることによるリーガル・コミュニケーションの特徴（社会統制システムのうち、法システムが占める位置が異なることから、日本社会のリーガル・コミュニケーションの特徴を明らかにする）

B. 効率的かつ正確なリーガル・コミュニケーションのあり方につき、ここまで明らかにした日本社会におけるリーガル・コミュニケーションの特性を十分に踏まえ、専門家のコミュニケーション意図が、潜在的依頼者たる非専門家の所与の属性やニーズと適合することが重要であることを明らかにする。下記のような論点を検討する。

3. 研究の方法

2006年度は、研究分担者を中心にしてリーガルコミュニケーションについての各種の先行研究の文献収集や検討を行った。また研究協力者にも協力を求め、国内外の視察や研

究会への参加を通じて、法律情報の特性についての先行研究や情報の収集を行った。また、専門家対非専門家のコミュニケーションとしてとらえた心理カウンセリングのあり方についての先行研究の文献・資料収集や検討も田辺を中心に行った。橋本はこうしたカウンセリングの手法のマニュアル類の検討を行い、カウンセリングにおいてコミュニケーションがどう自覚的に追及されているかを検討した。

法律コミュニケーションの特性をテキスト分析の手法を用いて分析するための素材を収集した。具体的には伊藤・大橋・白井・古口が中心となって法務研究科主催として実施した法律相談会において、相談の開始時点から終了時点までの録音を、相談者に対して研究目的でのみ利用するむねを説明しその承諾を得た上で行った。この録音内容はテキスト化を外部に委託した。

白井を中心に阿波連・藤本も加わり法務研究科における実務科目「ロイヤリング」の教材を検討することで、そこで経験的に伝えられようとしているコミュニケーションの技法について検討した。

テキスト分析を行うための Text Mining for Clementine を購入し、その分析理論ならびに手順に習熟するため、藤本、田辺、橋本は三日間の講習会を受講し、数回にわたり三名での検討会を行い、次年度以降の実データ分析に備えた。

2007年度は、対面法律相談におけるコミュニケーションと対比するかたちでの心理カウンセリングにおけるデータ収集を行った。データ収集にあたり設計段階で実際のカウンセリングは守秘義務やクライアントのプライバシーの問題等から困難であることが明らかとなり、そのため臨床心理専攻の院生が行っている模擬カウンセリングをもって代替することとした。またコミュニケーションメディアにおける違いとの比較のためテレビ会議による法律相談を実施し、相談者の承諾を取った上で音声を録音し、それをテキスト化した。前年度までに収集した対面法律相談のテキストとこれらのテキストの比較にあたっては、テキスト分析の手法を用いるが、その際にデータマイニングの手法を用いることとし、そのために前年度購入した SPSS Clementine for Text Mining を用いての分析手法について、専門家を招いた講習会を実施した。

本研究は単なるデータ分析ではなく法のイメージや位置づけといった比較文化的な文脈での研究をその目的としているが、そのため国内外の学会・研究会等に研究分担者や研究協力者を派遣し、関係する研究者との情報交換を積極的に行った。また、法をめぐるコミュニケーションという観点から国内の

研究者や実務家を本学に招いての連続研究会を7回開催し、一部は公開研究会として市民にも開放した。

2008年度は、模擬カウンセリングテキストと法律相談テキストとの形態素分析をベースとした量的ならびに質的な会話分析を行った。また効率的で適切なリーガルコミュニケーションの背景を明らかにするため、県内住民に対するリーガル・ニーズ調査をウェブ調査により実施した。回収されたケースは300ケースである。

4. 研究成果

テキスト分析においては、弁護士の方が、カウンセラーよりも発話数も、また発言ごとの文数も多かったが、文節数についてはそれほど違いはなかった。「だめ」「できない」「わからない」といった否定的表現に着目すると、カウンセラーは相談者より少なく、弁護士は相談者より多いこともわかった。このように形態素分析をベースとした会話分析という方法は、カウンセリングや法律相談というある程度定型的な会話体においても有用であるということが明らかとなった。さらに、クライアントや相談者の当該のカウンセリング・法律相談に対する評価を組合せると、望ましいカウンセリング・相談の技法を同定することができるという研究の方向性が確認された。

ウェブ調査によって明らかになったことは下記のとおりである。おそらくウェブ調査モニタの特性および質問文における用語を主たる理由として、「もめごと」の経験率は約4分の3と同種の調査よりもたいへん高く出ている。従来の紛争調査や裁判利用調査では、紛争の分類として、裁判上の分類（事件名）を援用することが多いが、社会的な視点からは、紛争をその相手当事者によって分類していく方が日常的な直感的分類に近くなるのではないかというさらなる仮説を構成することもできるだろう。こうしたもめ事に直面しても誰にも相談していない者が約45%いた。弁護士に相談したケースは無料・有料合わせて20件であり、そのうち依頼したものは7件であった。しかし、依頼したうちの5件程度が家族離婚や相続にかかわるものであり、逆に自己は66件のもめごとと経験数のうち弁護士に依頼したのは0件であった。このように弁護士が受任する事件にははっきりとした傾向がみてとれる。もめごとは広範に存在している。それが必ずしも法的紛争の「種」であるとはいきれないものの少なくないもめごとが「放置」されていることも本調査からはあきらかになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

[雑誌論文] (計 5件)

藤本亮「静岡県内法律ニーズのウェブ調査－相談先としての弁護士」静岡法務雑誌第2号,73-127頁(2009)

宮下修一「司法過疎地域における司法サービスの現状と課題－静岡県内法律ニーズのウェブ調査および司法過疎地域における2つのヒアリング調査を受けて」静岡法務雑誌第2号、129-152頁(2009)

古口章「法科大学院教育の課題にどう応えるか」自由と正義58巻12号、27-35頁(2007)

白井孝一「犯罪被害者と法・何が伝えられるべきか」法社会学68号、176-188頁(2007)

橋本剛「日常的/専門的援助要請傾向の文化差について」対人援助の倫理と法(「臨床と法研究会」活動報告3巻、91-95頁(2007)

[学会発表] (計 4件)

田辺肇・小澤幸世「自己報告された被虐待歴と解離との関連－身体表現性解離に注目して－」日本トラウマティックストレス学会第8回大会(2009/3/14)

Hashimoto, Takeshi「Porcupines in the crowd and in the wilderness: Stressful social interactions in Japan and the US?」The Society for Personality and Social Psychology 10th annual conference(2009/2/7)

Akira Fujimoto「General Views on the Legal System: Canada, China and Japan」RCSL / LSA Joint Meeting(2008/7/28)

橋本剛・今田俊恵・北山忍「日米における援助要請傾向－日常的援助と専門的援助の両側面から」日本心理学会第71回大会(2007/9/18)

[図書] (計 1件)

橋本剛「大学生のためのソーシャルスキル」サイエンス社(2008)

[その他]

外部講師による研究会・講演会報告
※以下の報告内容は口頭発表ベースで、ワーキングペーパー・資料集として報告書にまとめています。

【離島における法律相談活動】

米田憲市「離島におけるリーガル・クリニック」(2007/12/21)

【裁判員制度における裁判官と裁判員のコミュニケーションー模擬評議の分析ー】

堀田秀吾「ことばから見た裁判官と裁判員の不均衡」(2008/01/17)

藤田政博「コミュニケーションのネットワークからみた市民参加のありかた」(2008/01/17)

【裁判員制度を中心とする法教育におけるコミュニケーション】

渡邊弘「紛争解決プロセスにおけるコミュニケーション」(2008/02/14)

【裁判とADRにおけるコミュニケーションについて】

山田文「合意とコミュニケーション」(2008/02/19)

【企業はなぜ法を破るのか～コンプライアンスと企業組織】

沖崎聡「リーガルコミュニケーションとコンプライアンス」(2008/02/22)

丸山満彦「企業組織での遵法精神を徹底させる難しさ」(2008/02/22)

【裁判過程におけるコミュニケーションの意義】

菅原郁夫「裁判過程におけるコミュニケーションの意義」(2008/02/28)

【法律相談におけるコミュニケーション】

樫村志郎「法律相談におけるコミュニケーションのあり方」(2008/03/13)

【よりよきリーガル・コミュニケーションを求めて】

藤本亮「法サービスニーズとリーガル・コミュニケーションー県内リーガルニーズ調査報告ー」(2009/02/23)

田辺肇「法律相談と心理カウンセリングの会話分析の試み」(2009/02/23)

中村順英「弁護士からみたリーガル・コミュニケーション」(2009/02/23)

上藤美紀代「ヴォイス・セラピーからみた専門知識提供」(2009/02/23)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大江 泰一郎 (Ohe Taiichiro)

静岡大学・法務研究科・教授

研究者番号：00097221

(2) 研究分担者

藤本 亮 (Fujimoto Akira)

静岡大学・法務研究科・教授

研究者番号：80300474

白井 孝一 (Shirai Koichi)

静岡大学・法務研究科・教授

研究者番号：80402238

(2006年度～2007年度。2008年度は研究協力者)

阿波連 正一 (Aharen Masakazu)

静岡大学・法務研究科・教授

研究者番号：00175895

田辺 肇 (Tanabe Hajime)

静岡大学・人文社会科学研究科・教授

研究者番号：60302361

橋本 剛 (Tanabe Takeshi)

静岡大学・人文学部・准教授

研究者番号：60309878

(3) 連携研究者